

確定申告のお知らせ

インターネットによる申告が可能な方は、パソコンやスマートフォンからの電子申告をご利用ください。
国税庁のホームページから確定申告書を作成し、郵送で提出することも可能です。申告会場に来場する必要がなく大変便利です。ぜひご利用ください。役場では、以下の通り申告書の受け付けと申告相談を行います。
※消費税の申告相談は、役場では行っておりません。佐原税務署にご相談ください。

申告書受付・相談期間

2月16日(月)～3月16日(月) (土・日曜日・祝日を除く)

相談時間 ● 午前9時～正午、午後1時～5時

※役場での申告相談は事前予約制です。

相談会場 役場2階 第4会議室(提出のみの場合は、役場1階 税務課)

※相談受付などの詳細は、広報たこ2月号でお知らせする予定です。

平日に仕事などで相談に行けない方のため、休日相談を行います。

休日相談 2月22日(日)、3月8日(日)

※相談時間は平日と同じです。

※電話による相談はできませんのでご注意ください。



注意点

- 土地、建物、株式などの譲渡所得や山林所得、または消費税申告がある方は直接佐原税務署(☎0478-54-1331)にご相談ください(申告書の提出のみ、税務課でも受け付けます)。
- 相談内容が複雑で役場での対応が困難な方は、佐原税務署へご案内する場合がありますので、ご了承ください。

お問合せ●税務課課税係 ☎ 76-5402

償却資産(固定資産税)の申告はお早めに!

農業や販売業などの事業を営んでいる個人や法人の方で、事業のために使用する機械、機器、備品などを1月1日時点で所有している場合は、償却資産の申告が必要です。ただし、耐用年数が1年未満のもの、自動車税や軽自動車税の対象となるものは除きます。

昨年申告された方には、12月中旬に令和8年度分の申告書を送付していますので、期限までに必ず申告をお願いします。また、新たに事業を始めた方など申告書が必要となる方は、ご連絡ください。

申告期限 ● 2月2日(月)

お問合せ●税務課資産税係 ☎ 76-5402

企業版ふるさと納税による寄附をいただきました!

●三栄メンテナンス株式会社 様

9月 1,000,000円

若い世代が結婚・出産・子育てのしやすい環境をつくる事業に充当

町へご寄附いただいた企業の皆さまに心より感謝申し上げます。
今後も多古町総合戦略に基づく施策に、より一層取り組んでまいります。

お問合せ●企画政策課地方創生推進係 ☎ 76-5417



佐原税務署からのお知らせ

確定申告はご自宅から、スマートフォンが大変便利です ～国税庁「確定申告書等作成コーナー」へアクセス!～

スマートフォンとマイナンバーカードによるe-Tax送信で、ご自宅で確定申告を済ませてみませんか?



税務職員ふたば

スマートフォンで確定申告すると、こんなに便利です!

- 待たずに確定申告書の作成ができます!
申告書作成会場は、大変混雑します。税務署に行かなくても、国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」で申告書を作成し提出できます。
- 24時間提出が可能です!
確定申告期間中は、毎日24時間提出を受け付けています(メンテナンス時間を除く)。
- 添付書類の提出・提示を省略できます!
源泉徴収票や控除証明書などの記載事項を入力することで、提出や提示の必要がなくなり、ペーパーレスで申告できます(一部の書類を除く)。



確定申告書等作成コーナー

税理士による無料申告相談・三税申告書作成相談 ～申告書作成会場の開設期間より前に申告書を作成できます～

日時 ● 2月5日(木) 午前9時30分～午後3時30分(正午～午後1時を除く)

会場 ● 役場3階 大会議室

対象者 ● ①年金受給者 ②給与所得者 ③小規模納税者

※小規模納税者とは、事業所得、不動産所得または雑所得を有する方のうち、令和6年分の所得金額(専従者控除前または青色専従者給与および青色申告特別控除前)が300万円以下の方を指します。

※次の申告書の作成は除きます

- ①土地・建物および株式などの譲渡所得や先物取引がある場合
- ②住宅借入金等特別控除初年度の場合
- ③贈与税申告の方

※会場の混雑回避のため、受け付けを早く締め切る場合がありますのでご了承ください。



確定申告書の作成をサポートします ～原則、スマートフォンで申告書を作成していただきます～

税務署で開設

佐原税務署では、所得税および復興特別所得税・贈与税・個人事業者の消費税および地方消費税の確定申告書作成会場を開設します。

日時 ● 2月16日(月)～3月16日(月) ※平日のみ

相談時間 ● 午前9時～午後5時(受付:午前8時30分～午後4時)

必要なもの ● ①スマートフォン(マイナンバーカード読み取り対応のもの)

②マイナンバーカード

③マイナンバーカード取得時に設定した暗証番号(2種類)

④令和7年分の確定申告のお知らせはがきまたは通知書(ご自宅などに届いた方)

⑤源泉徴収票などの申告書作成に必要な書類

⚠マイナンバーカードの暗証番号を忘れてしまった場合や電子証明書の有効期限が過ぎている場合は、住民票のある市区町村で暗証番号の再設定や更新手続きが必要です。

※入場には原則オンライン事前予約が必要です。国税庁LINE公式アカウントから予約してください。

当日、会場でも入場整理券を配布しますが、長時間お待ちいただく場合があります。入場整理券の配布が終了次第、事前予約の方以外の受け付けを締め切ります。

1月5日(月)～2月13日(金)までの税務署での相談は、事前予約制となります。オンライン事前予約をご利用ください。申告書などの提出のみの場合は、佐原税務署の総合窓口へ直接お持ちいただくか、郵送でご提出ください。

郵送での提出先 ● 〒262-8507 千葉県千葉市花見川区武石町1丁目520番地 東京国税局業務センター千葉西分室(佐原税務署)

お問合せ●確定申告に関する電話相談 電話相談センター ☎0570-00-5901

電話相談以外のお問合せ 佐原税務署 ☎0478-54-1331(代表)

マイナンバーに関して 役場住民課 ☎76-5401



国税庁LINE公式アカウントはこちら

